

保証サービス利用規約

株式会社アクル（以下「甲」という。）がイプシロン決済サービスを利用しているクレジット決済事業者、PayPal 決済事業者、Yahoo!ウォレット決済事業者又はスマートフォンキャリア決済事業者各社（以下総称して「決済事業者」といい、各決済事業者の定義は、イプシロン決済サービス利用約款にしたがう。）の加盟店（以下「乙」という。）に提供する第1条以下の保証サービス（以下「本サービス」という。）に関し、甲と乙の間には、以下の保証サービス利用規約（以下「本規約」という。）が適用されることを、乙は予め承諾します。

本規約は本サービスの提供及び利用に関する甲乙間の契約（以下「本契約」という。）の内容となります。本契約は、乙が甲の代理人としてのGMOイプシロン株式会社（以下「E P」という。）へ本サービスの利用申込を行い、それを甲が承諾する旨の通知がE Pから乙に到達した日に成立します。

第1条（目的）

本規約は、決済事業者の加盟店である乙がE Pに対して将来負担する下記の返還債務（以下「本返還債務」という。）について、第2条以下の約定により予め連帯保証すること（以下「本保証」という。）を甲に依頼し、甲がこれを承諾して、E Pとの間で連帯保証契約を締結し、甲がE Pから当該連帯保証契約に基づく連帯保証債務の履行を請求された場合に甲がこれを履行することを基本とする本サービスに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

記

イプシロン決済サービスの提供及び利用を目的とする乙とE Pの間の契約に基づきE Pが乙の代理人として受領した売上金に係る引渡金がE Pから乙へ支払われた後に、乙又は乙代理人としてのE Pが、決済事業者から、当該売上金の全部又は一部について返金請求（乙が非対面取引の代金について当該決済事業者から支払を受けた立替払い金、当該代金に係る代金債権の買い取り代金等の返金請求をいい、非対面取引の代金に対する消費税相当分を含む。以下「チャージバック請求」という。）の通知を受けた場合に、乙がE Pに対し当該契約に基づき当該引渡金に関して負担する返還債務（遅延損害金を含む。以下同じ。）

第2条（適用範囲）

1. 本サービスは本保証の受託サービスであり、本保証の対象となる主債務は、乙がE Pに対して将来負担する本返還債務のうち次の各号の要件のいずれをも満たすものすべてとする。

（1）本契約が成立した日から本契約が事由の如何を問わず終了した日までに乙又は乙代理人としてのE Pが決済事業者から通知を受けたチャージバック請求に係るものであること。

- (2) チャージバック請求に係る通信販売の売上承認又はオーソリゼーションが、本契約が成立した日から本契約が事由の如何を問わず終了した日までになされたものであること。ただし、乙が他社の保証サービスから本サービスへの契約切り替えを2017年5月に実施している場合に限り、売上承認又はオーソリゼーションが、他社の保証サービスによる契約が成立した日から終了した日までになされたものであり、かつ、乙顧客の利用日（乙から決済事業者へ送付する売上データに記載されている当該通信販売の日付又は月次課金の場合は当該通信販売を行った月の末日）から起算して8カ月以内に乙顧客又は乙顧客代理人としての乙が当該決済事業者から当該非対面取引について通知を受けたチャージバック請求は保証対象とするものとする。
- (3) 保証料（以下「保証料」という。）の支払の遅滞が生じている期間中に乙又は乙代理人としてのEPが決済事業者から通知を受けたチャージバック請求に係るものでないこと。
- (4) 乙の第1条の非対面取引について利用日（EPから決済事業者へ送付する売上データに記載されている当該通信販売の日付又は月次課金の場合は当該通信販売を行った月の末日）から起算して8か月以内に乙又は乙代理人としてのEPが当該決済事業者から当該非対面取引に関して通知を受けたチャージバック請求に係るものであること。
- (5) チャージバック請求の原因が乙の故意又は過失により生じていないこと。
なお、チャージバック請求の原因が乙の故意または過失により生じている場合とは、例えば以下を含むものとする。
- ・ 乙の商品未発送や商品に瑕疵が存することを理由とするチャージバックの場合
 - ・ 乙の故意または過失により乙が不正アクセスを受け、個人情報、カード情報、ID、パスワード情報などが漏洩した結果、チャージバックとなった場合
 - ・ 実在しないと思える氏名の表記、ひらがなやカタカナ交じりの住所表記の場合等であるにもかかわらず、特段の本人確認を行うことなく発送等を行い、注文を処理した結果、チャージバックとなった場合
 - ・ 決済事業者より、不正利用の懸念を指摘されていた決済にも関わらず発送等を行い、注文を処理した結果、チャージバックとなった場合
 - ・ 乙が甲に対して申し込みを行った時点で甲に対して告知した、乙のECサイトにおける掲載商品と異なる商品（物流を伴う物品販売、ダウンロード販売やデジタルコンテンツ等の物流を伴わない無形サービスであるかを問わない）についてチャージバックが発生した場合
 - ・ 甲が乙に対して、本規約の締結について条件を付した場合で、乙がその条件を順守していなかった場合
 - ・ 乙が第5条の義務に違反した場合
- (6) 甲が乙に対して、本サービスの利用にあたって乙がEPの提供する3Dセキュア認証支援サービスを実装することを条件としている場合は、カード決済の都度、3Dセキュア認

証支援サービスを使用（経由）していること。

2. 前項第6号の定めにかかわらず、甲が乙に対して、本サービスの利用にあたって乙がEPの提供する3Dセキュア認証支援サービスを実装することを条件としている場合であっても、主債務たる本返還債務が以下のいずれかに該当するカード決済のチャージバックによって生じたときには、例外的に本保証の適用対象とする。

- ・決済の当初は3Dセキュア認証支援サービスを使用（経由）していたものの、事後に金額変更をマニュアル操作で実施した決済の場合
- ・決済に使用した携帯端末がフィーチャーホンであることが理由で3Dセキュア認証支援サービスを使用（経由）できなかった決済の場合
- ・AMEX、Dinersでなされたために3Dセキュア認証支援サービスが使用できない決済の場合（但し、甲が乙に対して、本サービスの利用にあたってAMEX、Dinersを保証の対象外とした場合を除く。）

3

3. 乙が遅滞していた保証料及びこれに対する第3条第3項の遅延損害金の支払いを履行した場合、本条第1項3号の定めにかかわらず、甲は合理的な範囲で過去に遡って同号のチャージバック請求に係る本返還債務を本保証の対象とすることができる。但し、乙又は乙代理人としてのEPが決済事業者からチャージバック請求の通知を受けた後に、当該通知を受けた日の属する月の保証料及びこれに対する当該遅延損害金の支払を乙がした場合における当該チャージバック請求に係る本返還債務に関してはこの限りでなく、常に本保証の対象外とする。

4. 第1条の非対面取引は、物品の販売、役務の提供、デジタルコンテンツ又は情報の販売又は提供、権利の販売その他目的物の種類及び目的物の引渡又は提供の態様の如何を問わない。

第3条（保証料及び支払）

1. 本サービスに関し乙が甲に支払う保証料は、甲が別途定めるところによる。

2. 甲は、当月の保証料を甲所定のウェブサイトにおいて翌月10日までに表示する。乙は当月の保証料を、翌々月の20日までに、甲が定める銀行口座に振込ものとする。なお、当該振込みに係る振込手数料は乙が負担するものとする。

3. 乙が保証料の支払を怠った場合には、乙は、未払保証料につき、支払期限の翌日から至るまで年14.6%（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金を甲に支払うものとする。

4. 本サービスに係る乙から甲への毎月の売上報告の提出及び保証料の支払については、乙はEPに提出し又は次の各号のいずれかの方法でEPに支払うことができるものとし、甲は乙からの提出又は支払についてEPに代理受領させるものとする。EPが売上報告の提出を受け又は保証料の支払を受領した場合は、甲自身が売上報告の提出を受け又は保証料の支払を受領したものとして取り扱う。

- (1) 乙がE Pに代理受領させた売上金の全部又は一部を乙へ引き渡すことなくE Pに留保する方法
- (2) クレジットカード決済
- (3) E Pの指定するE P名義の口座への振込又はE P所定の口座引き落とし

第4条（保証料及び保証履行額の上限）

1. 本サービスの保証料は、別に定めるとおりとする。本保証に基づく甲の連帯保証債務の履行は、乙又は乙代理人としてのE Pが、決済事業者から、ある月中に履行請求の通知を受けたすべてのチャージバック請求に係る本返還債務に関して通算して30万円を上限とし、それらの本返還債務の額を合計した額が30万円を下回って剰余を生じた場合においても、当該剰余分は翌月以降に繰り越さないものとする。
2. 前項の定めにとらず、乙がE Pの提供する3Dセキュア認証支援サービスをチャージバック請求に係る通信販売の売上承認又はオーソリゼーションがなされた時点で利用している場合（乙が売上承認時又はオーソリゼーションがなされた時に、E Pの提供する3Dセキュア認証支援サービスを実装済みである場合を指す。各本返還債務が本保証の対象になるかの諸条件は第2条に記載のとおり。）には、本保証に基づく甲の連帯保証債務の履行は、ある月中に履行請求の通知を受けたすべてのチャージバック請求に係る本返還債務に関して通算して100万円を上限とし、それらの本返還債務の額を合計した額が100万円を下回って剰余を生じた場合においても、当該剰余分は翌月以降に繰り越さないものとする。
3. 甲は、第13条第1項の有効期間満了後の更新時、又は甲が社会通念上相当であると判断する場合において、本条の保証料及び保証履行額の上限を、合理的な範囲内において変更することができる。

第5条（加盟店契約の厳守）

乙は、乙が決済事業者と締結している加盟店契約を厳守する義務、及び不正利用が発生しないよう必要かつ適切な予防措置を講ずる義務を負う。

第6条（保証債務の履行）

1. 乙は、甲又はE Pからチャージバック請求があったとの通知を受けて、甲に本保証に基づく連帯保証債務の履行を求めるときは、主債務に係る以下（1）ないし（5）号の情報並びに決済事業者からチャージバック請求の通知を受けたことを示す書面又はデータファイル及び決済事業者への送金先その他（6）号をはじめとする甲が指定する書面又はデータファイルを甲に提出しなければならない。
- 提出は毎月15日をもって締日とする。但し、乙は、甲に対して、当該連帯保証債務の履行を求める義務を負うものではなく、また当該売上に係る購入者の個人情報等を甲に開示する義

務を負うものではない。

- (1) E Pとの契約上、E Pに乙が任意に割り振られた契約コード又は乙が通信販売に使用しているウェブサイト名（屋号）
 - (2) 乙が負担することとなった本返還債務の金額
 - (3) 前号の本返還債務に係る通信販売について決済事業者から売上承認又はオーソリゼーションが得られた年月日
 - (4) 乙が売上承認又はオーソリゼーションのあった各通信販売を管理するために任意に割り当てる注文番号
 - (5) 甲が本サービスの提供上の管理のため、本返還債務に任意に割り当てる管理番号
 - (6) 乙が作成したチャージバック保証履行依頼書
2. 乙が本規約に違反または故意に売上票を送付し不正に保証支払いを受けようとした場合は本規約を直ちに無効とし、本契約の締結時から甲より保証履行として支払った金額の1.5倍の金額を違約金として甲に支払うものとする。
3. 乙は、甲が本条所定の保証債務を履行したときは、甲が乙に対する求償権を取得することを認識し、理解する。
4. 甲は、前項の求償権について、乙に対して行使できないものとする。
5. 甲は、本サービスに必要な事務の一部をE Pその他甲が指定する第三者に再委託することができる。

第7条（試験運用）

甲乙は、本サービスの導入にあたって、本サービスの試験運用を行う期間を設けることができる。試験運用期間中は甲が仮に算定した保証料にて運用を行うものとし、第4条の定めにかかわらず、本保証に基づく連帯保証債務の履行は、乙が実際に払込を行った保証料の金額までとする。試験運用の期間、試験運用終了後の保証料、保証の上限金額等については甲乙別途協議の上で確定するものとする。

第8条（証明書類の保管及び提出）

1. 乙は、甲から、チャージバック請求が乙の故意又は過失により生じた原因によるものではないことを証する記録及び商品等の発送伝票、発送証明書等の提出を求められたときは、直ちにこれを提出しなければならない。これらの提出が不可能な場合、乙は甲からの保証履行を受けられない場合がある。
2. 甲は乙に対して、当該チャージバック被害について乙が警察に届け出た被害届の受理番号の提出を求めることがある。

第9条（不可抗力）

甲及び乙はいずれも、本契約に基づく義務の不履行が、天災、労働争議、停電、公共の通信設備の不足若しくは故障、システムの予測できない故障、法律若しくは政府規則、又は当事者の合理的な支配を超える事由により生じる場合は、かかる不履行について損害賠償責任を負わないものとする。

第10条（顧客との紛争）

乙は、顧客又は第三者との間の紛争を、乙の責任において、誠意を持ち、顧客又は第三者との間で速やかにこれを解決するものとする。

第11条（届出事項の変更）

1. 乙が甲に届けている商号、本店所在地、連絡先、乙のECサイトの掲載商品、その他事項に変更が生じたときは、甲が指定する方法により、遅滞なく甲に届け出るものとする。届け出がないため、甲からの、送付書類若しくはその他のものが延着又は乙に到着しなかった場合には、甲は、当該通知、送付書類又はその他のものが通常到着すべき時期に乙に到着したとみなすことができるものとする。
2. 前項における届出事項に変更が生じてもなお、甲に届出がなされていない場合は保証の履行を留保することができるものとする。

第12条（解約及び解除）

1. 乙が、決済事業者により、加盟店契約が解除され、または取り消された場合、本契約は同時に解約される。乙とEPとの間のイプシロン決済サービスの利用を目的とした契約が終了した場合も同様とする。
2. 甲及び乙が本契約を解約したときに、乙が甲に対して支払うべき債務が発生している場合は、直ちに当該債務の履行期が到来したとみなすものとする。
3. 本条第1項により、本契約が解約された場合、乙が甲に対して債務が発生している場合は本条2項同様直ちに該当債務の履行期が到来したとみなすものとする。
4. 本契約の締結後3か月以内に、甲が、乙に対して本サービスの提供を継続することが困難または不適切であると判断する場合には、甲は本契約を将来に向かって解除することができる。なおこの場合、甲は乙に対し、乙から甲に対して支払い済みの第3条の保証料については、合理的な範囲内で甲から乙へ返還する。
5. 前項にかかわらず、甲が、乙に対して本サービスの提供の継続が困難又は不適切であると判断した場合、甲は本契約を将来に向かって解除することができる。

なお、本サービスの提供の継続が困難又は不適切であると判断した場合は、例えば以下を含むものとする。

- ・ 本規約の有効期間中のいずれかの3か月間で、複数回の保証履行が発生した場合で、以後のチャージバック発生について乙が有効な防止手段を講ずることが困難であると甲が判断した場合
- ・ 乙がチャージバックの発生の防止に努めていないと甲が認めた場合（不正な取引があった住所や氏名から立て続けに注文があったにもかかわらず商品を送送した場合、高額商品にも関わらず注文者へ連絡せずに商品を送送した場合を含む）
 - ・ 第6条の、乙の甲に対する売上報告等の提出書類の内容に虚偽があった場合
 - ・ 乙が甲に対して申し込みを行った時点で甲に対して告知した、乙のECサイトにおける掲載商品とは異なる商品（物流を伴う物品販売、ダウンロード販売やデジタルコンテンツ等の物流を伴わない無形サービスであるかを問わない）が乙のECサイトに掲載されている場合で、甲の指摘にも関わらず是正されない場合
 - ・ 甲が乙に対して、本規約の締結について条件を付した場合で、乙がその条件を順守せず、甲の指摘にもかかわらず是正されない場合

6. 本条第4項又は第5項によって甲が本契約を解除した場合、解除の時点で確定しているチャージバックについては、保証履行の対象外とする。

第13条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約成立日から1年間とし、その後自動的に1年ずつ更新される。但し、本契約期間満了日又は1年ごとの更新日の1ヵ月前までに、甲又は乙が本契約を更新しない旨を書面により相手方に対して通知した場合は、この限りではない。
2. 前項にかかわらず、甲又は乙は、書面により3か月前までに、事前の通知をなすことにより、本契約を終了することができる。

第14条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約の締結又は履行のため、事業活動に関する情報、顧客データその他秘密に保持することを求める情報（以下「本機密情報」という。）を開示する場合は、これが秘密であることを文書又は口頭で明示するものとする。
2. 甲及び乙は、前項により秘密であることを明示された本機密情報を受領した場合は、これを厳重に管理し、その従業員に対してもその管理を徹底させるものとする。
3. 甲及び乙は、秘密であることを明示された本機密情報につき、相手方からの書面による事前の承諾がない限り、これを第三者（EPを除く。）に開示してはならないものとする。
4. 前項は、本機密情報につき、下記に該当する場合には適用されないものとする。
 - (1) 本機密情報を受領した当事者が、その受領日又は本規約の締結日のいずれかより早く、本規約とは無関係にこれを知っていた場合。

(2) 受領時において本機密情報が公知である場合、又は本機密情報を受領した当事者の責に帰せざる事由により公知となった場合。

(3) 本規約とは無関係に第三者が適法に本機密情報を供与した場合。

(4) 本機密情報を受領した当事者が、本機密情報を用いずに独自に開発していた場合。

第15条（損害賠償）

1. 甲又は乙が、本契約に関連し相手方に対し損害賠償責任を負う場合、誠実に協議の上、その解決に努めるものとする。
2. 前項にある損害賠償責任には、関連する事業の損失、遅延による逸失利益、データ若しくは文書の紛失、又はこれらを原因として生じる第三者への損害などの間接的損害又は拡大損害、及び特別利益については含まれない。これは甲又は乙が相手方より当該損害の可能性について告知されていた場合も同様とする。
3. 甲及び乙の損害賠償責任は合理的な範囲とする。

第16条（当事者の責任）

1. 甲及び乙は、本サービスの利用に関し、商業的合理性を有する態様による利用を行うものとする。
2. 甲及び乙は、本サービスを利用して、準拠すべき国の法令、行政による指導に反する行為を行ってはならない。

第17条（第三者との紛争）

甲及び乙は、本契約に基づく各自の行為が、第三者の権利を侵害するとして、第三者より訴訟を提起された場合、その訴訟遂行に関し、必要な情報をお互いに供与する等、お互いに合理的な協力を行うものとする。

第18条（譲渡）

甲及び乙はいずれも、相手方の書面による同意を得ることなく、本契約上の権利、義務若しくは地位を譲渡又は質入れすることはできない。

第19条（通知）

1. 本契約の履行に関する通知は、相手方（乙からの通知についてはE Pを含む。以下、本項において同じ。）に到達した時に、その効力が発生するものとする。但し、甲及び乙は、相手方に対し、相手方が自らの連絡先として指示した宛先に対する書留郵便にて発送した通知が発送後、7営業日を経過しても、相手方に受領されない場合は、発送後8営業日目に相手方に到達したものとみなすものとする。

2. 甲が本契約を解除する旨の通知その他本契約に関連する甲の乙に対する通知はE Pから乙へなされることがある。E Pが当該通知を行った場合には、甲自身が当該通知を行ったものとして取り扱うものとする。

第20条（本契約の終了）

1. 甲及び乙は、いずれも、相手方に以下の事情が発生した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始若しくは特別清算の申立を受け、又は自ら申立をした場合。
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合。
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合、その他財産状態が悪化し、又はその虞があると認められる相当な理由が存する場合。
 - (4) 自己の事業の中止又は解散を決定した場合。
2. 甲及び乙は、いずれも、相手方が本規約に違反し、又は、本規約の目的の達成を不可能とする重大かつ相手方において責任を負うべき事由が発生した場合、書面により相手方に対し、その是正又は解決を求める通知を行ったにもかかわらず、速やかに解決されないもしくは改善されない合理的な理由がある場合は、書面により通知を行うことで、本契約を解除することができる。
3. 本条前各項により、本契約が終了した場合、甲又は乙が相手方に対して負うべき債務が存在する場合については、直ちに履行期が到来するものとする。

第21条（規約終了後の措置）

本規約第14条、第17条、第22条、第24条及び第25条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第22条（個人情報保護）

甲及び乙は、本サービスにおいて知り得た個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報保護取扱いに関する諸規定を遵守するものとする。

第23条（変更及び修正）

甲は、甲の必要に応じ合理的な範囲で、本契約を修正及び変更することができるものとし、その変更、修正内容を乙に通知するものとする。

第24条（信義誠実）

本契約に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、甲及び乙は誠実に協議の上、

その解決に努めるものとする。

第25条（準拠法及び管轄）

本契約は、日本国の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとする。甲及び乙は、本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

以上